

都市建設委員会委員長報告書

令和3年3月22日

都市建設委員会に付託されました議案6件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第28号令和2年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和2年度の国の第3次補正予算において防災・減災、国土強靱化の推進に係る経費が計上されたことに伴い、令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するもので、資本的収入の既決予定額に2億2,497万円を増額し総額を28億4,790万8千円とし、資本的支出の既決予定額に2億8,113万円を増額し、総額を40億9,859万1千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号令和3年度流山市下水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を36億959万6千円、支出を35億3,770万1千円とし、資本的収支では、収入を20億7,159万9千円、支出を30億5,771万1千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

地震等の災害に備える災害用マンホールトイレ整備については、流山市下水道総合地震対策計画に基づき、計画的に指定避難所である中学校に整備を行っており、国の防災補助金を活用していることは、市民の安心と下水道減災対策の推進に繋がることと評価する。

ただし、下水道使用料収入は、増額を見込んでいるが、

下水道事業の経営については、依然として厳しい状況にあることから、業務の改善等の経費の削減に努めるなど、経営努力に取り組むよう要望する。

2 賛成の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症の影響が特に甚大なものではないことが理解できた。また、一般会計や水道会計との出資金等の金の流れを確認することができた。実直な経営と言及のあった将来的な下水道使用料の増加を期待する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

下水道ストックマネジメント事業として、整備年数が経過している区域の修繕箇所を確定し、改築工事方針を計画的に進めることは、市民の安全と住環境の向上に繋がっていくことと評価する。

ただし、技術者不足や技術の継承という職員の人材育成について、下水道設計支援業務委託を引続き行うことで、職員の負担の軽減を図るなど業務の改善はみられるが、現場で得ることや外部研修に参加することなど、積極的な人材育成に取り組むことを強く要望する。
がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和3年度流山市水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を43億7,192万3千円、支出を35億792万9千円とし、資本的収支では、収入を1億2,421万9千円、支出を27億7,001万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

防災備蓄購入費として、応急給水栓を市内公立中学校とおおぐろの森小中学校に設置する費用を計上していることは、市内の防災意識の高まりや、地震等の災害の他

に県内で発生した断水等も教訓としており、市民への安心と安全な水の供給に努めているものと考えている。

また、地震等に強い水道施設を目指し、主要事業に主要配水管等耐震化事業を位置付けて、耐震化を積極的に進めている点を評価する。

2 賛成の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症の影響が特に甚大なものではないことが確認できた。また、人件費の科目計上などの細かい点で不明瞭に思われる事項も明快な答弁を得た。給水収益などの大きな増加を期待する。

3 賛成の立場で討論する。

おおたかの森浄水場には、新たに建設する配水池に係る業務委託料、西平井浄水場には、水処理施設更新工事請負費を計上しているが、どちらも安定した配水を行ううえで、必要な事業であり、人口が増加している本市においては、新設の井戸水の浄化処理は水源の確保としても安心して生活を送る基盤であると考えている。

また、給水申込納付金は前年度より減額としているが、給水収益は人口増加などによる増額により、収益的収支を大幅な黒字と見込んでおり、安定経営に繋がっている。がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、変電設備の規制の対象となっている全出力50キロワットを超える電気自動車等に充電する設備のうち、全出力200キロワットまでのものを急速充電設備として規制するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。

次に、議案第25号令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、決算的見地から、歳出では、土地区画整理事業費を減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を減額するなど所要の補正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第24号令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、本市が施行する流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業を推進するための所要額を計上し、その財源として、清算金収入のほか、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比、4億3,137万5千円、59.3%減の2億9,560万2千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。